

令和5年度電気事故の概要について

中部近畿産業保安監督部
電力安全課

1. はじめに

中部近畿産業保安監督部は、経済産業省の産業保安行政における地方組織として、中部地域における産業保安についての監督・指導等を行っております。

電気の保安に関しては、電気事業法により、自主保安、自己責任の原則が明確化され、その運用がなされているところです。設置者責任（自己責任）の原則に基づく保安体制のもと、設置者及び電気施設関係の業務に従事される皆様が、その保安の確保に努めることは、地域社会における安全・安心な社会づくり等の要求の高まりとともに、ますます重大なものとなっており、また、その責任も増しておりますが、事故の中には、残念ながらその責任を十分に果たしていないが故に発生した事故も少なくありません。

以下に当監督部管内（近畿支部及び北陸産業保安監督署を除く。以下同じ。）における令和5年度電気事故の概要についてご紹介いたしますが、発生事例を対岸の火事とせず、事故原因を自ら管理する事業場でも起こりうる事例として保安教育等に活用いただき、保安の確保のための一つの指標となれば幸いです。

2. 電気事故の概要

令和5年度に当監督部管内で発生した電気事故件数は106件で、前年度より52件の減少となりました。（絶縁油漏洩に係る事故を除く）（第1表参照）

これは、太陽電池発電所でパワーコンディショナ等の内部部品が損傷・破壊した場合、部品や基板の交換などで補修できる軽微な故障については令和5年度より事故報告の対象外となつたためであり、決して電気事故件数自体が減少した訳ではありません。感電死傷事故等の重大事故は多く発生しており、引き続き注意が必要です。

第1表 令和5年度に管内で発生した電気事故件数総括表 (単位:件)

事業用・自家用の別	事業用			自家用			令和5年度計			前年度		
	計	作業者	公衆	計	作業者	公衆	計	作業者	公衆	計	作業者	公衆
電気事故の種類												
感電死傷事故	3	3	0	7	6	1	10	9	1	6	4	2
電気工作物に係る感電以外の死傷事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(発電所で発生した事故:外数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(蓄電池所で発生した事故:外数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(小規模事業用発電設備で発生した事故:外数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気火災事故	0			1			1			1		
電気工作物に係る物損等事故	0			0			0			0		
(発電所で発生した事故:外数)	0			1			1			1		
(蓄電池所で発生した事故:外数)	0			0			0			0		
(小規模事業用発電設備で発生した事故:外数)	0			0			0			0		
主要電気工作物の破損事故	2			2			4			0		
(発電所で発生した事故:外数)	1			12			13			70		
(小規模事業用発電設備で発生した事故:外数)	0			8			8			8		
発電支障事故	3			0			3			6		
放電支障事故	0			0			0			0		
供給支障事故	1			0			1			0		
波及事故	0			65			65			66		
(発電所で発生した事故:外数)	0			0			0			0		
(蓄電池所で発生した事故:外数)	0			0			0			0		
ダムからの異常放流事故	0			0			0			0		
電気工作物に係る社会的影響を及ぼした事故	0			0			0			0		
(発電所で発生した事故:外数)	0			0			0			0		
(蓄電池所で発生した事故:外数)	0			0			0			0		
法106条に基づく報告徵収	0			0			0			0		
(発電所で発生した事故:外数)	0			0			0			0		
(蓄電池所で発生した事故:外数)	0			0			0			0		
絶縁油漏洩に係る事故	1			0			1			6		
合 計	11	3	0	96	6	1	107	9	1	164	4	2
絶縁油漏洩に係る事故を除いた件数	10	3	0	96	6	1	106	9	1	158	4	2

*表内の「作業者」は作業者による事故で内数。「公衆」は公衆による事故で内数。

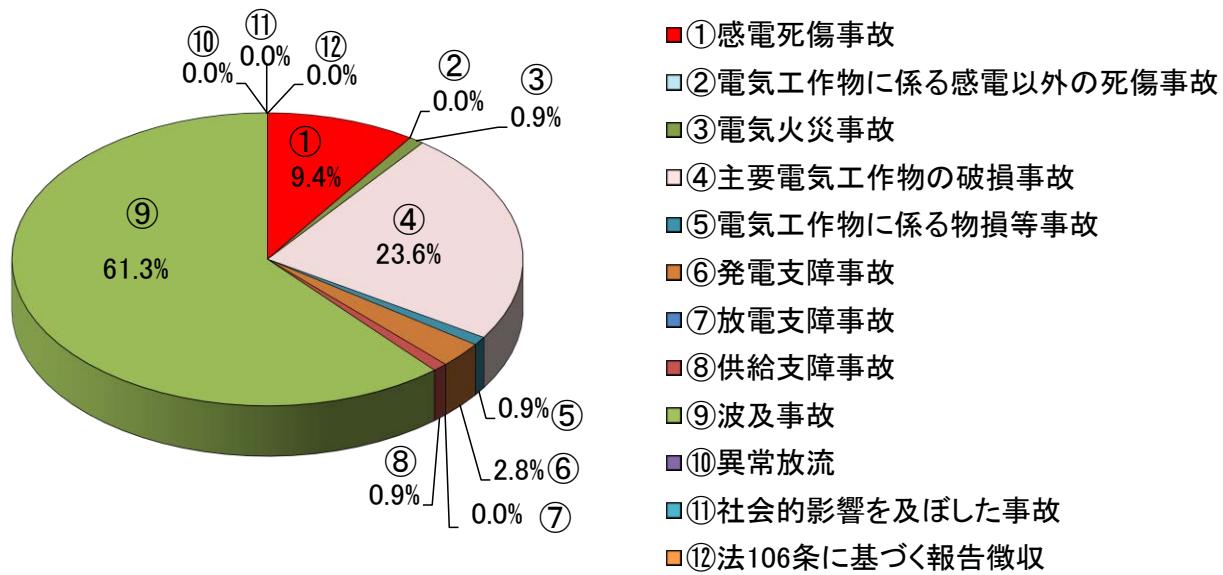
*表内の「発電所で発生した事故」は外数。

*表内の「絶縁油漏洩に係る事故」は平成24年9月19日改正によりPCB含有率が0.5ppm以下のものは報告対象外となつた。

事故の内訳は、感電死傷事故 10 件（前年度は 6 件）、感電以外の死傷事故 0 件（同 0 件）、電気火災事故 1 件（同 1 件）、電気工作物に係る物損等事故 1 件（同 1 件）、主要電気工作物の破損事故 25 件（同 78 件）、発電支障事故 3 件（同 6 件）、供給支障事故 1 件（同 0 件）、波及事故 65 件（同 66 件）、ダムからの異常放流事故 0 件（同 0 件）となっています。

その構成比率は、感電死傷事故が 9.4%、主要電気工作物の破損事故が 23.6%、波及事故が 61.3% 等となっています。（第 1 図参照）

第1図 令和5年度電気事故の種類別構成比
(除:絶縁油漏洩に係る事故)



※端数処理の関係で計100%とはならない

令和 5 年度は、電気事故に関しての電気事業法第 106 条に基づく報告徴収はありませんでした（前年度も 0 件）。

月別に見てみると、事故は6月から9月に70件と多く発生していますが、そのうち雷を起因とした波及事故が40件と半数以上の57.1%を占めています。なお、感電死傷事故につきましては、今まで6月から9月にかけた暑い時期に多いといった時期的な傾向が見られていましたが、それ以外の時期においても充電部の未確認や停電場所との誤認といった人的要因によって発生する傾向が見られました。（第3表参照）

第3表 令和5年度 管内の電気事故月別発生状況

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	昨年比
総事故発生件数	4	4	17	17	28	8	4	3	4	7	4	6	106	△ 52
発生率	3.8%	3.8%	16.0%	16.0%	26.4%	7.5%	3.8%	2.8%	3.8%	6.6%	3.8%	5.7%	100.0%	
事故発生件数	2	3	17	17	26	7	4	2	3	5	4	6	96	△ 51
感電死傷事故	1	1				1	2			1	1	7	2	
電気工作物に係る感電以外の死傷事故												0	0	
（発電所で発生した事故:外数）												0	0	
（蓄電池所で発生した事故:外数）												0	—	
（小規模事業用発電設備で発生した事故:外数）												0	—	
電気火災事故											1		1	0
電気工作物に係る物損等事故												0	0	
（発電所で発生した事故:外数）						1						1	0	
（蓄電池所で発生した事故:外数）												0	—	
（小規模事業用発電設備で発生した事故:外数）												0	—	
主要電気工作物の破損事故						1					1		2	2
（発電所で発生した事故:外数）	1	1		2	1	3				1	1	2	12	△ 61
（小規模事業用発電設備で発生した事故:外数）			3	1	3					1		8	—	
法106条に基づく報告徴収												0	0	
（発電所で発生した事故:外数）												0	0	
（蓄電池所で発生した事故:外数）												0	—	
自家用電気工作物														
波及事故	1	14	14	20	4	3		3	2	1	3	65	△ 1	
（内訳）雷		8	9	20	3	2						1	43	7
鳥獣接触	1		1									2		△ 3
自然劣化		4	1		1	1		1	2	1	1	12	5	
保守不完全			1					1				2	1	
風雨・氷雪・水害		1										1		△ 1
作業者の故意・過失				1				1				2	△ 3	
樹木接触												0	△ 1	
施工・製作不完全												0	0	
公衆の過失												0	△ 1	
無断伐木												0	0	
火災												0	△ 4	
その他		1	1									1	3	△ 1
発電支障事故												0	△ 1	
放電支障事故												0	—	
社会的影響を及ぼした事故												0	0	
（発電所で発生した事故:外数）												0	0	
（蓄電池所で発生した事故:外数）												0	—	
事故発生件数	2	1	0	0	2	1	0	1	1	2	0	0	10	△ 1
感電死傷事故					1	1		1				3	2	
電気工作物に係る感電以外の死傷事故												0	0	
（発電所で発生した事故:外数）												0	0	
（蓄電池所で発生した事故:外数）												0	—	
（小規模事業用発電設備で発生した事故:外数）												0	—	
電気火災事故												0	0	
電気工作物による物損事故												0	0	
（発電所で発生した事故:外数）												0	△ 5	
（蓄電池所で発生した事故:外数）												0	—	
（小規模事業用発電設備で発生した事故:外数）												0	—	
主要電気工作物の破損事故						1		1				2	2	
（発電所で発生した事故:外数）	1											1	△ 2	
（小規模事業用発電設備で発生した事故:外数）												0	—	
供給支障事故											1		1	1
他社波及												0	0	
（発電所で発生した事故:外数）												0	—	
（蓄電池所で発生した事故:外数）												0	—	
異常放流												0	0	
法106条に基づく報告徴収												0	0	
（発電所で発生した事故:外数）												0	0	
（蓄電池所で発生した事故:外数）												0	—	
発電支障事故	1	1									1		3	1
放電支障事故												0	—	
社会的影響を及ぼした事故												0	0	
（発電所で発生した事故:外数）												0	0	
（蓄電池所で発生した事故:外数）												0	—	
絶縁油漏洩に係る事故(参考:外数)※						1						1		△ 2

*複数の項目に係る事故の場合は個別にカウント。

※平成24年9月19日付けで「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物の報告に係る関係法令の解釈について」の改正に伴い、0.5ppm以下は報告対象外となつた。

3. 感電死傷事故

感電死傷事故は電気事業用で3件（前年度は1件）、自家用で7件（同5件）の合計10件発生しました。

被災者の内訳は、電気工事に従事する者等、いわゆる電気に関する「作業者」の事故が9件、「公衆」（電気作業者でない人）の事故が1件でした。（第4表参照）

なお、これは電気事故報告の対象となった件数であり、報告対象にならないものを含めると氷山の一角に過ぎず、決して感電死傷事故自体が少ない訳ではないことにご留意ください。

第4表 令和5年度 管内感電死傷電圧別一覧表

単位:件

事業用 自家用の別		電圧	感電事故電圧別一覧表					合計
			200V 未満	200V～ 600V以下	600V超～ 7.0kV以下	7.0kV超～ 77(66)kV未満	77(66)kV 以上	
電 氣 事 業 用	作業者	死亡						
		負傷			1	1	1	3
	公衆	死亡						
		負傷						
	小計	死亡						
		負傷	1		1	1		3
自 家 用	作業者	死亡						
		負傷				6		6
	公衆	死亡				1		1
		負傷						
	小計	死亡			1			1
		負傷			6			6
總 計	作業者	死亡						
		負傷	1		7	1		9
	公衆	死亡				1		1
		負傷						
	小計	死亡			1			1
		負傷	1		7	1		9

◇「作業者」の負傷事故は、作業中に発生したもの6件（うち3件の詳細は事故事例2,5,6参照）、停電作業中に停電箇所を誤認したもの3件（うち2件の詳細は事故事例1,4参照）でした。

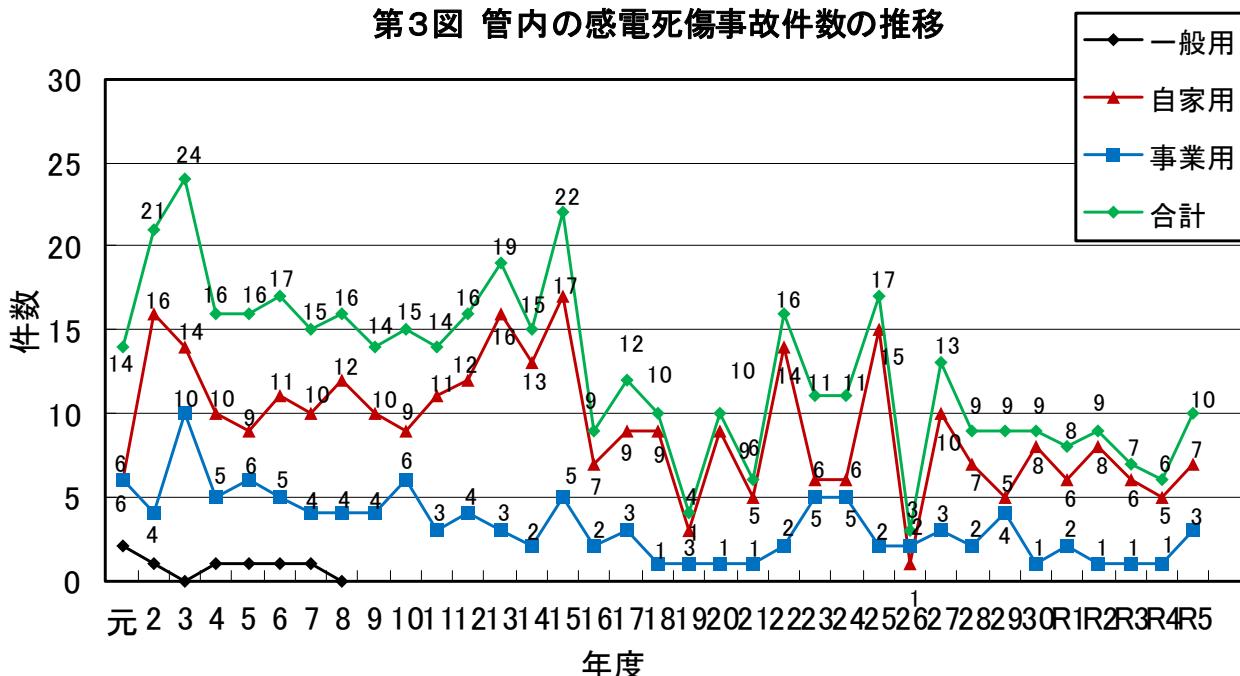
近年は、作業中に充電部に触れる事象が多発しています。作業を伴わない現場調査など比較的軽微に思われる行動や、設備の一部撤去など停電場所と充電部が混在する作業においても、立ち入る範囲と充電部との位置関係を事前に確認する等、感電防止対策をお願いします。

◇「公衆」の死傷事故は、1件発生しています。負傷事故は、運良く発生しませんでしたが、昨年度は建設設作業員が引込線等に触れて感電したものが1件、電源プラグの不備によって感電したものが1件発生しています。充電部近接付近で作業を行う場合は、必ず電気主任技術者に連絡のうえ、対策を講じてから作業を行ってください。

◇今年度の負傷事故は作業者の「作業方法不良」が主な原因でした。これは、充電部に対する認識を醸成する保安教育やKY活動を行うことで防げたはずの内容です。事故は個人と組織みんなで防ぐ意識を持つとともに、関係者全員が電気の保安確保に対して共通の認識を持つことができるような作業手順を定めることが重要です。

管内の感電死傷事故件数の推移は以下のとおりです。（第3図参照）

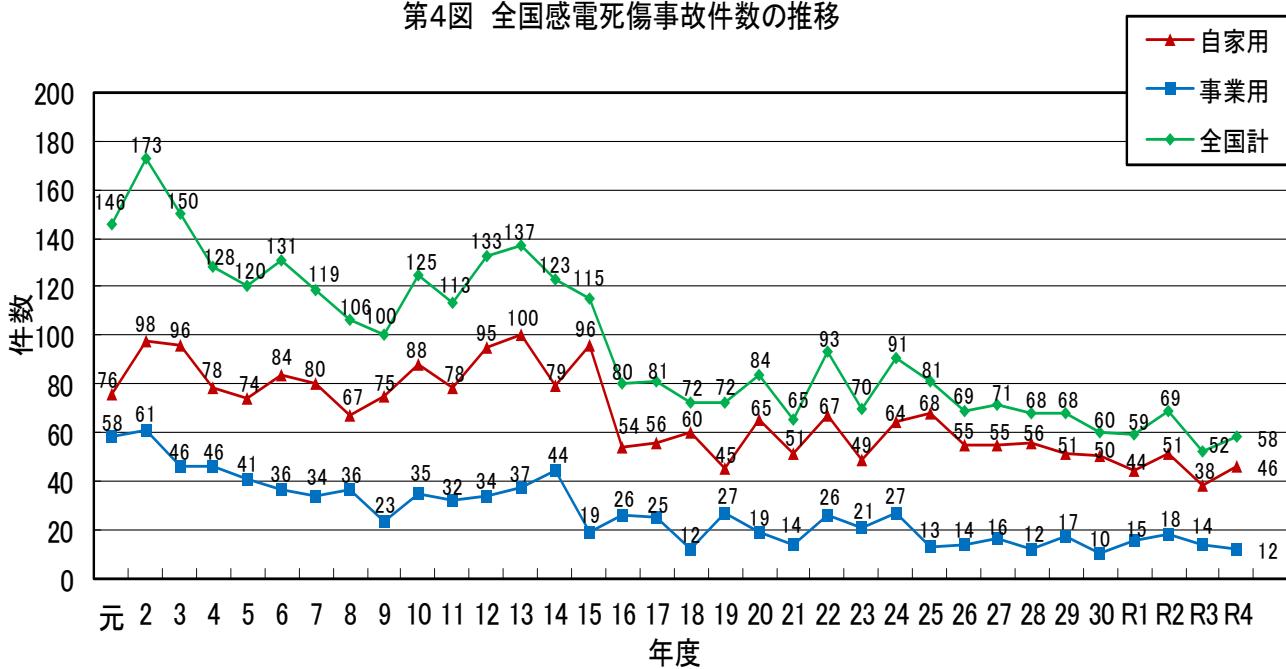
第3図 管内の感電死傷事故件数の推移



※平成16年度の報告規則改正により、感電死傷事故は死亡若しくは入院のみが報告対象となった。

一方、全国の感電死傷事故件数は以下のとおりです。（第4図参照）

第4図 全国感電死傷事故件数の推移



※平成16年度の報告規則改正により、感電死傷事故は死亡若しくは入院のみが報告対象となった。

（平成16年度に電気関係報告規則が改正され、「感電死傷事故」及び「感電以外の死傷事故」の報告対象が死亡若しくは治療のための入院を伴う場合に限られるようになりました。平成15年度以前と平成16年度以降の数値の単純比較は出来なくなりました。数値を参考にする際は、その取り扱いに十分ご留意下さい。）

次に、管内の感電死傷事故の発生原因は第5-1表に示すとおりですが、この中では作業者による「作業方法不良」によるものが多くを占めています。

第5-1表 令和5年度 管内の感電死傷事故原因別分類表

単位:件

内訳	選任形態	電気事業用		自家用								合計	
				外部委託		専任		許可		兼任		計	
		死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷
作業者	作業準備不良				1		1					2	2
	作業方法不良		1		2		2					4	5
	電気工作物不良												
	被害者の過失		2										2
	第三者の過失												
	その他												
公衆	小計		3		3		3					6	9
	電気工作物不良												
	被害者の過失												
	第三者の過失												
	自殺												
	その他			1								1	1
	小計			1								1	1
	合計			3	1	3		3				1	6

また、感電死傷事故（自家用）の選任形態および電圧・規模別の事故発生状況は第5-2表のとおりです。

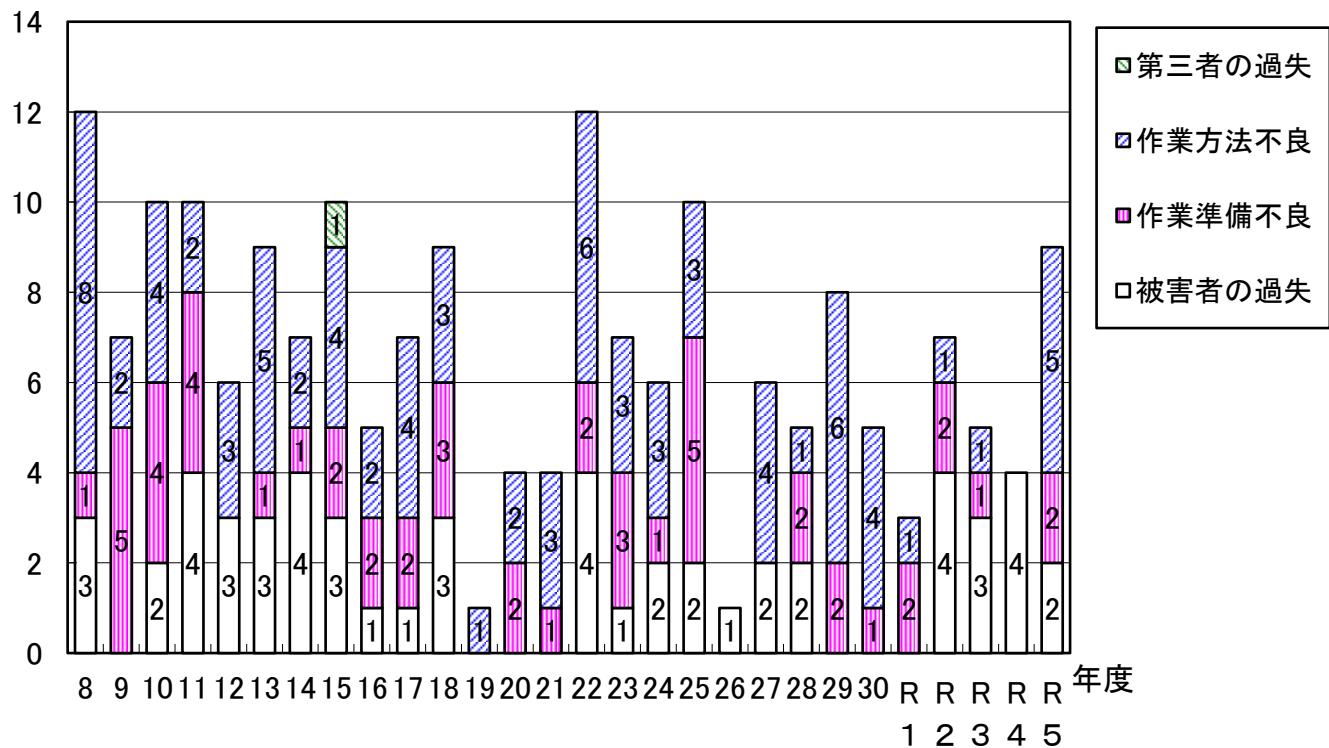
第5-2表 令和5年度【選任形態および電圧・規模別】感電死傷事故（自家用）【単位:件】

	専任	兼任	許可	外部委託
低圧				
高圧 50kW未満				1
高圧 50kW以上100kW未満				
高圧 100kW以上500kW未満				3
高圧 500kW以上1000kW未満				
高圧 1000kW以上2000kW未満				
高圧 2000kW以上				
特別高圧 77kV以下	3			
特別高圧 154kV				

作業者及び公衆別の事故原因の推移は、第5図、第6図のとおりです。

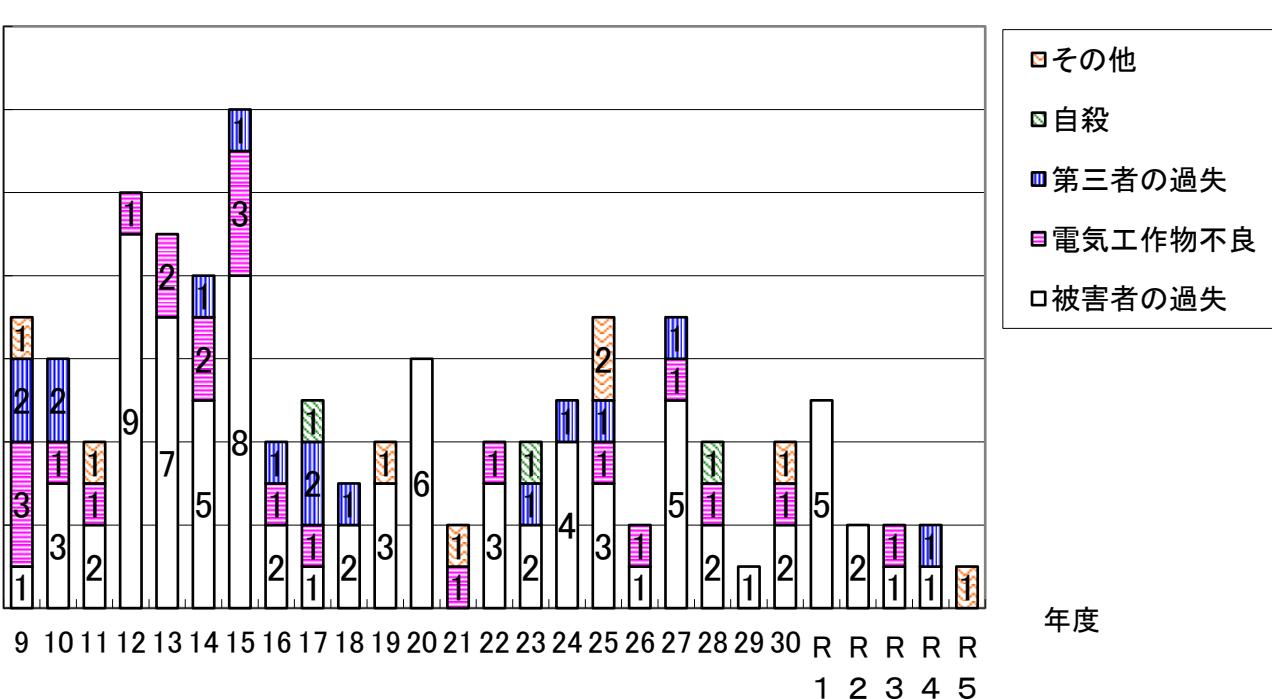
件数

第5図 作業者感電死傷事故原因の推移(管内)



件数

第6図 公衆感電死傷事故原因の推移(管内)



人身災害を防止するには次のような対策を立て、確実に実行していただくことをお願いします。

作業者に関するもの

- ①電気工事を行う場合は、活線作業、充電部近接作業は行わないこと。やむを得ない場合は、開始前に停電部分と充電部分の区域を図面に記載して、現地にて作業者全員に周知徹底すること。特に充電部近接作業では、充電部の防護を確実に行うとともに注意喚起の表示を行うこと。現場調査など比較的軽微に思われる行動であっても、電気主任技術者の指示を必ず仰ぐこと。
- ②作業手順書の作成の際は単線結線図との照合を確実に行い、作業範囲内の電路に充電部分が残らないようにすること。やむを得ず充電部分が残る場合は①と同様に周知及び注意喚起等を行うこと。
- ③作業前にT B M-K Y（ツールボックスミーティング－危険予知）を確実に実施し、作業範囲や作業手順等（手順の遵守、保護具の適切な使用等安全作業の徹底等）を再度確認するとともに、監督者と作業者双方の意志疎通を図ること。作業途中で作業内容に変更があった場合には、再度T B M-K Yを確実に実施すること。
- ④機器の点検修理を行う場合は、必ず電源を切り、開閉器類には、操作禁止等の表示札の取付けを行うほか、作業範囲内の電路は、必ず検電を行ってから作業に着手すること。
- ⑤監督者は、工事工程ごとに状況を確認し、作業の安全を的確に遂行するよう努めること。又、危険場所での作業では、決められた手順以外の作業を行わないよう、常時作業を監視するなど、適切な指示をできるようにしていること。

公衆に関するもの（一般作業者も含む）

- ①作業者以外の者は、電気工作物にみだりに触れないようにし、充電部に接近して作業を行う場合は、電気保安担当者への連絡を徹底すること、電気室やキュービクル、分電盤は施錠し、鍵の管理を徹底するとともに、むやみに貸し出さないこと。（保安教育等において周知されていること）。電気主任技術者を外部委託する場合、電気設備と直接関係しない建物工事（塗装工事や解体工事など）を行う場合は、電気主任技術者へその旨を連絡し、電気の保安確保に関する指示を仰ぐこと。
- ②電気保安担当者は、電気設備と直接関係しない建物工事（塗装工事や解体工事など）であっても、工事場所近傍に分電盤や、壁・天井の裏側の配線等の有無を確認し、現場において事前に工事担当者と充電部の有無の確認を行うこと。
(平素の事業場内における教育や工事管理、連絡に係る体制作りを行っておくこと。)
- ③電気設備の設置者は、電気主任技術者等の保安に係る意見具申等を尊重し、電気設備を常に最良の状態に保つよう適切な措置を行うこと。

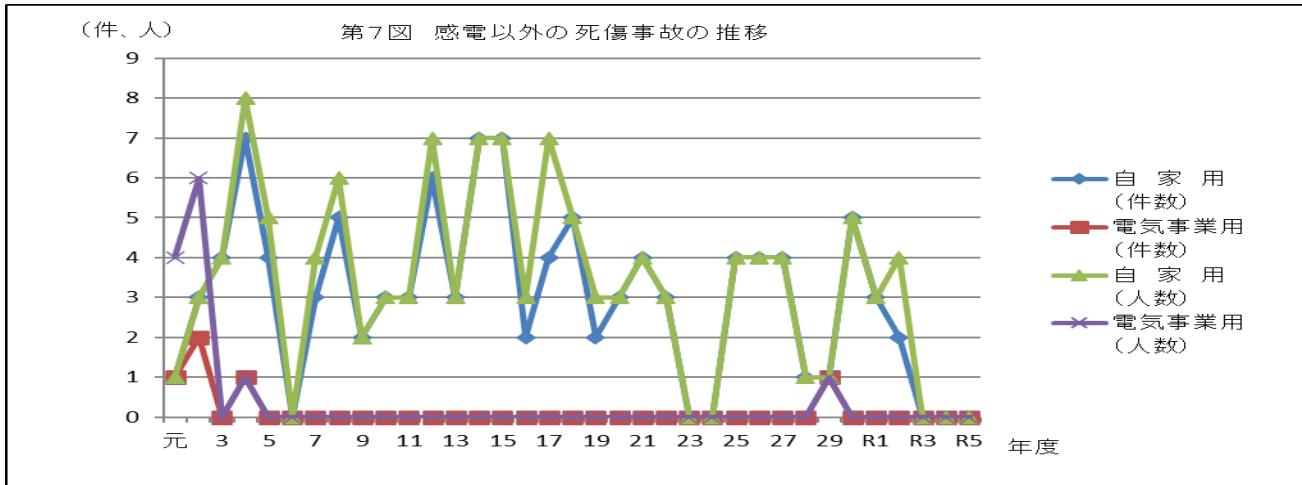
以上の対策を確実に行い、感電死傷事故の撲滅に努めていただくようお願いします。

なお、昨今では、太陽光発電設備が多く普及し設置されてきておりますが、その特徴として、台風や竜巻、突風等により太陽光モジュールが飛ばされた場合、飛ばされた場所で光が当たれば発電が継続された状態となり、感電する危険性があることです。こうした状況となった場合、直ちに周辺の立入を制限していただくとともに、感電に対する防護等を十分に行ったうえで撤去等作業を実施いただきますようお願いします。

また、日頃の点検においては、太陽光モジュールや架台などの固定状況、配線、接続の状況等も確認いただき、事故防止に努めていただくようお願いします。

4. 感電以外の死傷事故

感電以外の死傷事故（主にアークによる火傷等の負傷事故）は、電気事業用0件（前年度は0件）、自家用で0件（0件）でした。なお、被災人数は0名でした。



次に、管内の感電以外の死傷事故の発生原因は第6-1表に示すとおりですが、感電以外の人身事故に対する防止対策は、前述の感電死傷事故の防止対策と同様に、事故は個人と組織全員で防ぐ意識を持つとともに、関係者全員に共通の認識が持てる作業手順を定めることが重要です。このため監督者や設置者による工事の管理、作業者による作業手順の確実な実施が、人身事故を防ぐ意味で何よりも肝要といえます。

第6-1表 令和5年度 管内の感電以外の死傷事故原因別分類表 単位:件数

内訳	選任形態	電気事業用	自家用								合計	
			外部委託		専任		許可		兼任			
			死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷
作業者	作業準備不良											
	作業方法不良											
	電気工作物不良											
	被害者の過失											
	第三者の過失											
	その他											
	小計											
公衆	電気工作物不良											
	被害者の過失											
	第三者の過失											
	自殺											
	その他											
	小計											
	合計											

感電以外の死傷事故は0件

また、感電以外の死傷事故（自家用）の選任形態および電圧・規模別の事故発生状況は第6-2表のとおりです。

第6-2表 令和5年度【選任形態および電圧・規模別】感電以外の死傷事故（自家用）【単位:件】

	専任	兼任	許可	外部委託
低圧				
高圧 50kW未満				
高圧 50kW以上100kW未満				
高圧 100kW以上500kW未満				
高圧 500kW以上1000kW未満				
高圧 1000kW以上2000kW未満				
高圧 2000kW以上				
特別高圧 77kV以下				
特別高圧 154kV				

感電以外の死傷事故は0件

5. 電気火災

電気火災は1件（前年度は1件）でした。自家用で発生し、太陽光発電所の接続箱付近の配線のショートが火元となって火災に至ったものです。また、電気事業用の電気火災事故はありませんでした。

なお、これは電気事故報告の対象となった件数（平成16年度より報告対象は半焼以上（延べ床面積の20%以上を焼失した場合）に限定）だけであり、報告対象にならない小火程度の電気火災は毎年数件発生しており、決して電気火災事故自体が少ない訳ではありません。

この点に十分ご留意の上、分電盤内の点検の他、コンセントやプラグ、古くなったコード等も定期的に点検を行っていただくようお願いします。

6. 電気工作物に係る物損等事故

電気工作物の破損や操作者のヒューマンエラーにより、第三者の物件に損傷や機能の喪失を与えた事故は、法目的である「公共の安全の確保」の観点から報告対象としています。

令和5年度は電気事業用0件、自家用1件（前年度は電気事業用0件、自家用1件）でした。

7. 主要電気工作物の破損事故

主要電気工作物の破損事故は全体で25件（前年度は78件）発生し、「電気事業用」では、流通設備で2件（同0件）、発電所で1件（同5件）の合計3件（同5件）でした。

また「自家用」では、需要設備で2件（同0件）、水力発電所で0件（同1件）、火力発電所で11件（同3件）、風力発電所で0件（同1件）、太陽電池発電所（小出力発電設備含む）で9件（同68件）の合計22件（同73件）でした。なお、太陽電池発電所でパワーコンディショナ等の内部部品が損傷・破壊した場合、部品や基板の交換などで補修できる軽微な故障については令和5年度より事故報告の対象外となっております。この事故報告対象の変更により件数に連續性がなくなっていますのでご注意願います。（太陽電池発電所の事故：令和2年度44件、令和3年度65件、令和4年度68件、令和5年度11件）

また、太陽電池発電所に関しては、平成30年10月1日付けで「電気設備の技術基準解釈」における太陽電池発電設備の支持物の強度に関する規定（同解釈第46条第2項）が改正され、支持物の強度基準が強化されております。旧基準で設置された太陽電池発電設備が破損し、修理を行う際は、原則として新基準を適用する必要がありますので、ご留意ください。

8. 発電支障事故

電気の安定供給の確保などの観点から発電設備の保安状況の把握が重要であることから報告対象としています。

令和5年度は3件（前年度は6件）でした。

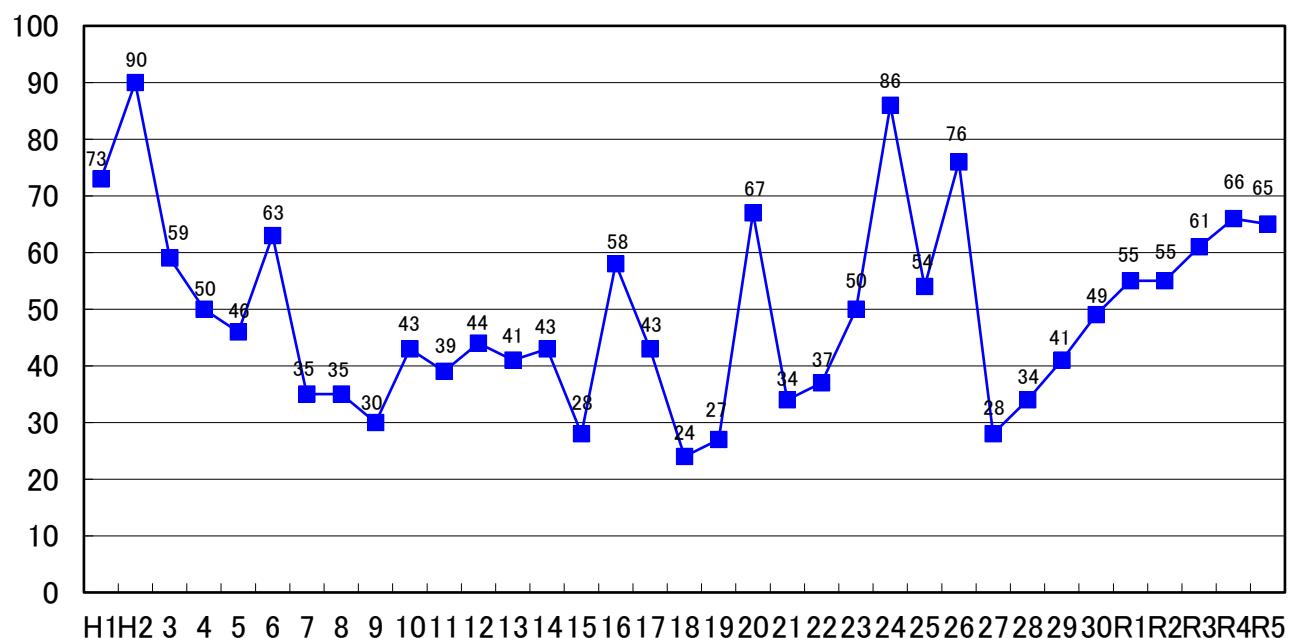
9. 供給支障事故

供給支障事故は1件（前年度は0件）でした。

なお、波及事故件数は第8図、原因別件数の推移は第9-1図および第9-2図、発生箇所別原因件数は第8表を参考にしてください。

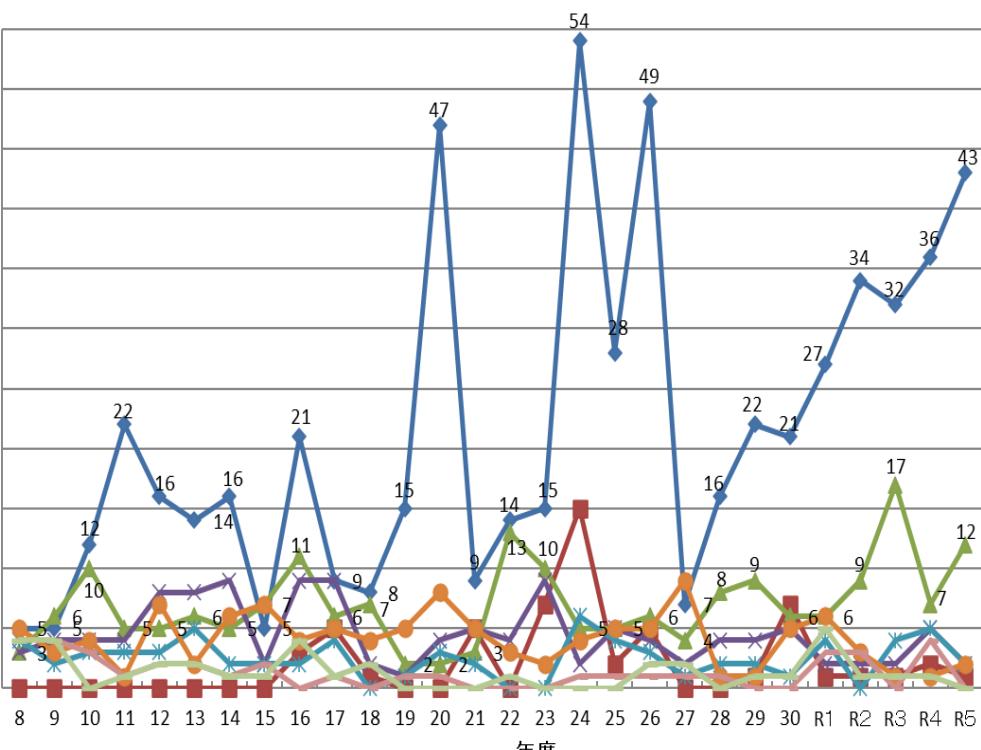
件数

第8図 自家用波及事故発生件数の推移(管内)



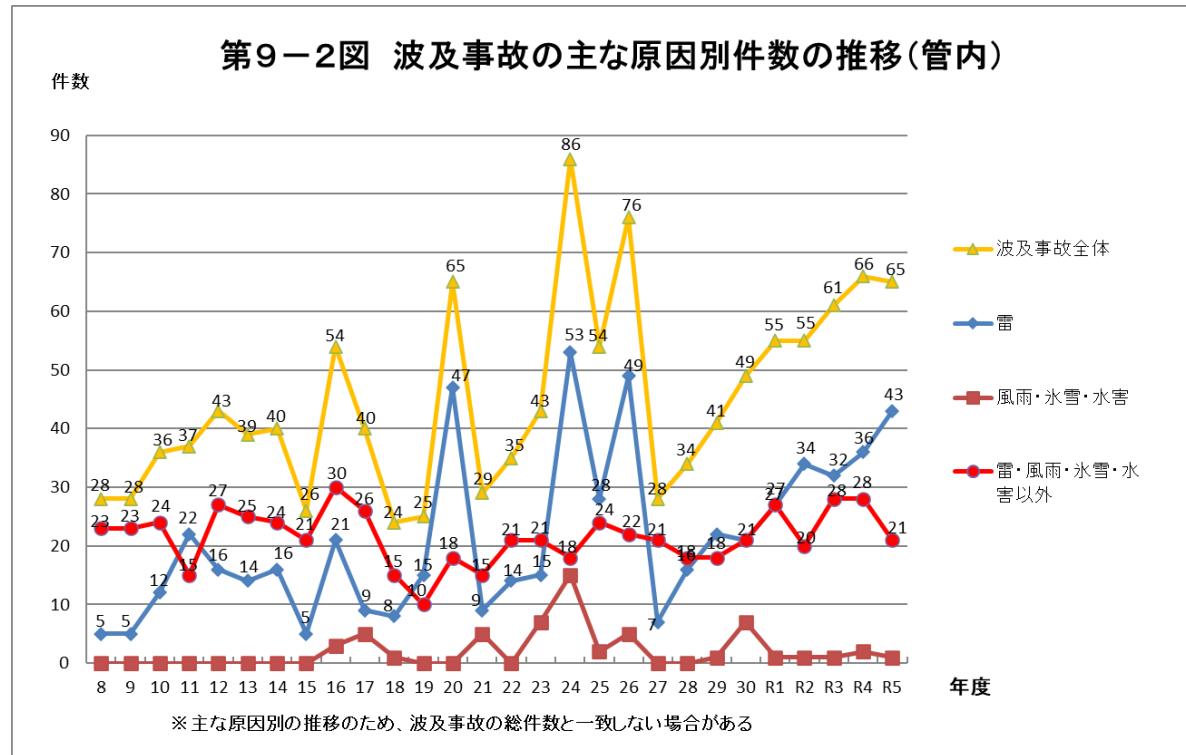
件数

第9-1図 波及事故の主な原因別件数の推移(管内)



※主な原因別の推移のため、波及事故の総件数と一致しない場合がある

第9-2図 波及事故の主な原因別件数の推移(管内)



事故原因	開閉器										電線・碍子類				変成器				遮断器				機 器				G I S	送電線	合 計	構成比(%)
	S O G	A O G	P V S · A S	D S · L S	E S	G A B	B N ケーブル他	C V ケーブル	架空電線	碍 子	ケーブルヘッド	高圧母線・高圧配線	支持物	P T	V T	C T	Z C T	L B S	O C B	V C B	T C B	P F	避雷器	変圧器	コンデンサ	リアクトル	M C C B	その他の機器		
設備不備	製作不完全																										0	0.0		
	施工不完全																										0	0.0		
保守不備	保守不完全							2																			2	3.1		
	自然劣化	4						7																			11	16.9		
	過負荷																										0	0.0		
自然現象	風雨																										0	0.0		
	氷雪																										0	0.0		
	雷	40						2																			43	66.2		
	水害																										1	1.5		
	山崩れ、雪崩																										0	0.0		
	塩・ちり・ガス																										0	0.0		
故意・過失	作業者の過失					1																					1	2.3		
	公衆の故意・過失																										0	0.0		
	第三者の過失																										0	0.0		
	火災																										0	0.0		
他物接触	鳥獣接触	1	1																								2	3.1		
	樹木接触																										0	0.0		
	その他																										0	0.0		
不明																											0	0.0		
合計	48	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	100.0		
構成比(%)	73.8	1.5	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0	100.0	-	

管内の波及事故発生件数は令和4年度より1件減少していますが、近年増加傾向にありましたのでご注意願います。風雨・氷雪の自然現象を除いた件数は、令和4年度より7件減少しています。

電気的な知識に乏しい建設業者や土木業者が、ケーブルや電線の存在に気づかず破損してしまう事故も散見されることから、電気とは直接関係ないとと思われる工事であっても、日頃の社内部門同士、また設置者（お客様）とのコミュニケーションを密にし、電気設備もしくはその周辺作業の計画が電気主任技術者等に情報が入るよう、連絡を含めた体制作りをお願いいたします。

(2) 波及事故の防止対策

遮断器や保護装置は、事故の拡大を防止するための重要な電気設備です。年次点検等で動作確認を行うなど電気工作物の維持管理を的確に行い、機能の低下している機器は修理や更新を含めた措置を早期に講ずることが求められます。

具体的には次のような注意が必要です。

①区分開閉器近傍に避雷器を設置する【雷害対策】

雷を原因とするものが増加傾向にあり、令和5年度は43件（前年度は36件）でした。雷から電気設備を守る対策には、区分開閉器近傍に避雷器を設置することが有効です。電気設備の技術基準の解釈第37条には「高圧架空電線路から供給を受ける受電電力が500kW以上の需要場所の引込口」には避雷器が必要である旨を定めております。避雷器によって雷サージによる設備の影響を完全に防げるものではありませんが、波及事故という周辺地域への影響のみならず、自らの事業場内の停電リスク低減にもつながります。たとえ500kW未満であっても、機器改修など機会を捉え、避雷器の設置を積極的にご検討ください。SOGは避雷器内蔵のものを採用することもひとつ的方法です。（令和5年度の雷による波及事故43件中35件は避雷器なし）

その他、電気設備の絶縁階級を高めた製品を設置すること、機器を屋内等直接的な影響の受けにくい場所に設ける、接地抵抗値を低く保持する、架空地線を施設する、等を組み合わせることにより、雷害による波及事故の低減を検討してください。

②充電部が非露出型のものを設置する【他物接触対策】

令和5年度における他物接触（鳥獣接触、樹木接触等）は2件発生しました。

柱上開閉器にカラスや蛇が侵入・接触したものです。毎年、蛙やネズミ、ヤモリなどの小動物が電気室内やキュービクル内に侵入する事例が発生しています。これを防止するため、通気に配慮しつつ小動物等が侵入する恐れのある穴や隙間、ケーブル貫通部などはパテ等で侵入を防ぐ措置が必要です。

また、AOGは構造上、充電部が一部露出し接触を受けやすいですが、波及事故を防ぐ意味においては、充電部が非露出型のものを設置することが有効です。特に屋外型の組立式受変電設備の場合は、飛来物や小動物の接触を受けやすいため、網の目の細かい柵の設置や受変電設備をキュービクル式にする等の対策が有効です。

また、強風による飛来物や樹木接触の可能性を考えて、月次点検等においては受電設備付近の樹木接近状況を確認し、必要に応じ伐採・清掃を行って下さい。また、鳥類の繁殖期には鳥の営巣状況を日々確認するとともに、電柱等に営巣させないような工夫も必要です。

③絶縁劣化の兆候をつかむ【自然劣化】

自然劣化による12件の事故のうち8件は、高圧ケーブルの絶縁不良でした。

高圧CVケーブルの自然劣化の判断としては、年次点検時における絶縁抵抗測定に加え、絶縁劣化診断を行うことにより、絶縁劣化の兆候をつかみ、その結果をもとに、絶縁破壊を起こす前の設備改修に活かすことができます。

使用環境にもありますが、一般的に使用期間が長くなつた機器は劣化により事故を起こす危険性が高まるため、汎用高圧機器については更新推奨時期（新品と交換した方が経済性を含めて有利と考えられる時期）が定められております。停電を行つた上で絶縁抵抗測定による毎年の傾向管理等とともに、更新推奨時期も参考にしながら、設備更新を計画的に行なうことが大切です。

なお、近年では設置者の都合により年次点検を延伸する場合がありますが、当部は停電点検を毎年実施することを推奨しております。電気設備の信頼性が高く、一定の条件を満たす場合に年次点検の延伸を認めておりますが、更新推奨時期を超えてまで年次点検を延伸することは上記のような事故が発生する恐れがありますので、更新推奨時期を超えたものについては、毎年の年次点検実施や、計画的な設備の更新をお願いします。

④保護継電器の動作状況を確認する【機器の動作確認】

保護継電器の保護範囲内で発生した事故は、本来であれば区分開閉器等が作動して波及事故とはならないはずですが、波及事故となった事例が令和5年度は18件（昨年度は29件）発生しました。（第9表参照）

第9表 令和5年度 保護範囲内で波及事故になった原因(管内)

原因	件数	比率
強制投入(故障状態が残っていることに気づかず投入した、等)	0	0.0%
継電器不動作	継電器本体が内部故障していた	1 5.6%
	継電器の操作用電源の喪失	6 33.3%
	その他	1 5.6%
開閉器不動作	開閉器の操作機構が不良	1 5.6%
	その他	5 27.8%
電力会社との保護協調不良・間欠地絡	3	16.7%
その他	1	5.6%
合計	18	100.0%
波及事故件数に占める保護範囲内波及事故の割合	18/65	27.7%

保護継電器の保護範囲内で発生した事故には、継電器の故障、操作用電源の喪失、開閉器の動作不良などを原因とするものが過去には見られました。

事故を防ぐには、定期的な外観点検、遮断器連動試験等による動作状況の確認などを実施するとともに、操作用電源を確認し、操作用電源・保護継電装置・開閉器（遮断器）の全体作動を適切に維持していく必要があります。

また、停電したときには、速やかに電気主任技術者等に連絡をとり、指示を仰いだうえで作業を行うようにして下さい。その上で、復旧を急ぐあまり保護継電器の誤作動と決めつけることのないよう、作動要因を確認した上で故障原因を除去し、保護継電装置の操作電源の有無を確認した上で、正しい手順により設備を復旧させることが肝要です。

ケーブルの絶縁破壊による故障においては、故障様相が間欠地絡となる場合には保護継電装置が良好な状態であっても、思うように動作せず、波及事故に至った事例が見られます。事故発生時の原因究明にこのことを活かすとともに保護継電器頼みにしない設備の維持管理をされるようお願いいたします。

原因が自家用電気工作物の責任範囲内にある場合、波及事故発生の責任は自家用設置者が負うことになります。出迎え電線路を設置している自家用電気工作物では電力会社の保護継電器の動作を当てにせずに、引き込みケーブル等の点検を確実に行っていただくようお願いします。

1.1. ダムからの異常放流事故

ダムからの異常放流事故は0件（前年度は0件）でした。

1.2. 電気工作物に係る社会的影響を及ぼした事故

社会的影響の大きかった事故については、技術的には単純な原因であっても、電気工作物に係る保安体制、管理運営体制などを調査、検討し、再発防止対策を講じる必要があるため、上述の事故に該当しない事故を対象報告としています。

令和5年度は0件でした。（前年度0件）

1.3. 事故を防ぐために

○設置者責任について

昨今、オフィスにおいても24時間稼働する設備が多い中、定期点検（年次点検等）に十分な時間をかけられることが少なくなっています。また、停電作業自体は実施しても、停電作業が深夜または早朝に、しかも短時間に行う等、作業環境の悪化が懸念される状態が散見されます。しかしながら依然として、電気機器には主として停電しないと行えない点検項目（保護継電器動作試験等）も存在します。

設置者における情勢の変化や、保安管理業務の業務受託者が多数参入し、保安業務の質の維持・向上が課題となる中で、(一社)日本電気協会において「自家用電気工作物保安管理規程」が制定され、自家用電気工作物における点検項目・点検頻度の標準が示されています。また、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」では、外部委託承認基準の中に停電点検の頻度等の最低限の基準が明記されておりますが、更に平成25年9月には停電点検の延伸に係る要件の明確化が図られました。

突然発生する事故は、企業活動に大きな障害をもたらすほか、病院等においては人命を左右する問題に発展する恐れがあります。また、波及事故や電気火災等の電気事故は、一度発生すると、周辺地域に多大なる損失とご迷惑をお掛けすることになりかねません。特に保守不完全は、日頃の設備点検と、その結果を踏まえた計画的な設備更新などにより防げるものが多くあります。

電気事業法では、電気主任技術者の選任、電気保安の外部委託等を定めております。資格や知識、経験を有する者の監督の下、定期的な点検、測定を行うことで、電気事故を未然に防ぐ制度としております。防ぐことができる事故は低減する努力をすることが、電気の使用者（設置者）の責務であり、地域の信頼につながるものであると考えます。

○電気主任技術者（電気管理技術者）の役割

保安規程には、保安教育、災害時における対応についての記載が必ずありますが、その具体策について定めているところは残念ながら多くないように感じられます。初動対応や連絡体制などはあらかじめ定めておくことが大事です。合わせて、電気担当者以外の者に対しては、濡れた手でコンセントやプラグの抜き差しをしないなど、電気機器取り扱いの基礎知識について教育することも必要です。

事故の多くは、電気主任技術者等の承知しない状況で発生しています。工事・作業の情報が電気主任技術者等に入るような体制作りが必要であり、他の部門や担当者とのコミュニケーションを日頃から密にすることが大事です。

また、キュービクルや電気室、分電盤などは施錠するとともに、電気の知識の乏しい者が誤って近づかないよう、鍵の管理を徹底して下さい。

○作業者（監督者）の方へ

令和5年度は感電死亡事故が1件発生しました。令和5年度ではありませんが、過去には作業者の安全軽視が原因と考えられる感電死亡事故が発生しております。

誰もが事故を起こしたくて起こす訳ではありません。普段は幾つものチェックで事故を防いでいたはずが、ちょっとした気の緩み、確認ミス、連絡ミスがそのチェックをすり抜けて事故に繋がっています。

作業者、監督者方には、電気工事、電気保守に携わるプロフェッショナルとして、事故を起こさないという意識に基づいた正確且つ安全な作業が求められます。

14. おわりに

自己責任（自主保安）において、電気主任技術者は保守、維持は勿論のこと、設備の点検、更新の計画や、新しい設備の導入時には膨大な情報を集めて工事から運用まで事故やトラブルを防ぐ体制作りを考えて行かなければなりません。電気主任技術者の担う責任は非常に大きく、決して他人任せにはしておけません。

しかし、あらゆる電気事故を防ぐには電気主任技術者一人の力では限界があります。安全文化を構築し、組織全体で事故を防いで行かなければなりません。そのためには、経営層から現場までの縦の関係、各部門、担当を跨がる横の関係が大事です。全ての者が関わり合い、コミュニケーションを取り合う中で、念には念を入れて確認し、お互いに目を掛け合い、一言注意を呼び掛け合って行くことで、安全文化は構築されていきます。

全ての皆様のご理解とご協力を願います。

また、令和3年4月1日に電気関係報告規則が改正され、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備及び20kW未満の風力発電設備も事故報告対象になりました。

電気工作物による事故（電気関係報告規則第三条及び第三条の二に該当する事故）が発生した場合、事業者は、事故報告書（詳報）を作成し、経済産業省の本省又は設置場所を所轄する産業保安監督部に提出する必要があります。

事業者が詳報を作成する際、情報を漏れなく入力できPC等からスムーズに、かつ適切に詳報を作成、提出できる詳報作成支援システムをご用意しておりますので、ぜひご活用ください。

詳報作成支援システムURL

<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shoho.html>

（別添ファイルに具体的な事故の事例がありますので、あわせてご参照ください。）

（終）